

用語解説

あ行

○一般廃棄物

法に規定された20種類に該当しない廃棄物は一般廃棄物です。
大きく分けて3種類に分類できます。(事業系一般廃棄物・家庭系
廃棄物・特別管理一般廃棄物)

か行

○過剰包装

必要以上に商品・製品を包装することです。

○ガス化溶融炉

ごみを還元雰囲気下で燃焼・ガス化し、分離したガスと固形分を外部からエネルギーを投入せずにさらに高温燃焼し、残った灰分を溶融する技術です。

○学校版環境ISO

環境マネジメントシステムの国際規格ISO14001の「PDCAサイクル」という考え方を取り入れた環境管理の仕組みです。

この仕組みを取り入れることによって、子どもたちが環境保全と学校生活の関わりについて考える環境教育の機会を提供するとともに、環境にやさしい学校づくりに向けた継続的な環境保全・良好な環境の創造に関する取り組みを促進することを目的としています。

○家庭系ごみ

家庭から排出されるごみです。

○家電リサイクル法

新製品購入の際に引き取りが行われる廃家電製品について、小売業者の引き取りと製造業者等による再商品化等を義務付けている法律です。具体的に、家電製品を廃棄物として排出する者が、収集運搬に係る費用及び再商品化に係る費用を負担します。

対象は、エアコン・ブラウン管テレビ・冷蔵庫・洗濯機の4品目で、平成21年4月より、液晶・プラズマテレビと衣類乾燥機が追加されました。

○環境基本法

環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする法律です。

○環境への負荷

環境に与えるマイナス影響を指します。

○許可業者

釧路市が一般廃棄物の収集、運搬を許可している業者です。

○釧路広域連合

ごみの広域的な焼却処理を目的として、釧路支庁管内の自治体が集まって作られた組織です。

平成18年4月から「釧路広域連合清掃工場」が稼動し、釧路市だけでなく、釧路町、鶴居村、白糠町の可燃ごみが運ばれています。

また、平成21年4月から弟子屈町が加入しました。

○釧路市環境基本計画

釧路市環境基本条例に基づき、長期的視点に立った総合的かつ計画的な課題解決へ向けての取り組みを推進するために策定されるものです。

○釧路市自動車放置防止条例

放置されている自動車に関連して発生する犯罪及び事故を防止するとともに、市民の安全な生活環境を保全し、及び都市の美観を保持するため、放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関し必要な事項を定めることにより、良好な都市環境の形成に資することを目的とする条例です。

○釧路市清掃ボランティア里親制度

市民が道路、海岸等の公共空間の清掃ボランティアによる里親となって美化活動を行うことにより、清潔で美しい街づくりを推進することを目的とした制度です。

○釧路市総合計画

釧路市の新たなまちづくりの指針を示した計画です。

○釧路市地域防災計画

災害から市民の生命、身体及び財産を保護することを目的として、災害対策基本法第42条に基づき釧路市防災会議が定める計画で、国の防災基本計画及び道の地域防災計画との整合性を有し、相互が有機的に作用することにより防災対策が効果的に推進される計画です。

○釧路地域レジ袋削減推進連絡会

釧路地域における小売業者、住民団体、行政等の連携により、省資源や地球環境保全の観点からマイバック持参運動の拡大とレジ袋大幅削減を図ることを目的に連絡会が設置されました。

○釧路市廃棄物の減量及び処理等に関する条例

廃棄物の発生を抑制し、廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、及び再利用を促進し、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする条例です。

○釧路市マチをきれいにする推進協議会

清掃思想の啓発、清掃運動の実践を通じて環境の美化に寄与することを目的として、主に、清掃運動の企画及び実践、清掃思想の広報活動、清掃運動協力者に対する顕彰などの活動に取り組んでいます。

○釧路市みんなできれいな街にする条例

空き缶及び吸い殻等の散乱の防止(ごみの散乱防止)に関する施策について、市、市民等、事業者及び土地所有者等が一体となって推進するための必要な事項を定め、清潔で住み良いまちづくりに資することを目的とする条例です。

○計画収集

家庭系ごみを対象に、家庭から排出される可燃ごみ、不燃ごみ、資源物及び粗大ごみを曜日や日付を指定し、市と委託業者で収集する体制です。

○建設リサイクル法

特定建設建材（コンクリート、アスファルト・コンクリート、木材）を用いた解体工事、または新築工事等について、その受注者等に対し、分別解体等及び再資源化等を行うことを義務付けた法律です。

○限定許可

収集場所限定と、廃棄物の種類限定に分かれており、収集場所限定は許可申請の際に、収集場所を限定して申請し、その場所を収集するだけの許可です。また、廃棄物の種類限定は、限定された廃棄物のみ収集する許可です。

○公衆衛生

広く地域社会の人々の疾病を予防し、健康を保持・増進させるため、公私の諸組織によって組織的になされる衛生活動。母子保健・学校保健・成人保健・環境衛生・産業衛生・食品衛生・疫学活動・人口問題などを対象としています。

さ行

○再資源化

資源の節約や環境汚染の防止のために、不用品や廃棄物を再生して利用することです。

○最終処分場

一般廃棄物および産業廃棄物を埋立て処分するのに必要な場所及び施設・設備の総体を指します。最終処分場には、安定型（廃プラスチック等）、管理型（汚泥等）、しゃ断型（有害物質を含む廃棄物）があります。

釧路市は、一般廃棄物の管理型の最終処分場です。

○再使用

繰り返し使用することです。

（例えば、ビールびん等の繰り返し使用できるもの）

○再生資源

使用済物品等又は副産物のうち有用なものであって、原材料として再利用することができるもの、または、その可能性のあるもののことです。

○再生利用

資源の節約や環境汚染の防止のために、不用品や廃棄物を再生して利用することです。

○再利用

使用を終えた製品を、基本的に形を変えずに他の使い方で用いることです。

○3R

ごみを減らし、循環型社会を構築していくためのキーワードが「3R」です。資源の消費を減らす(Reduce)ことから始めて、次に、使えるものは何回も繰り返し使う(Reuse)、そして使えなくなったら原材料として再生利用(Recycle)することです。

○産業廃棄物

事業活動に伴って生じた特定の廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類等の20種類が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定められています。

○事業系ごみ

事業者から、事業活動に伴って排出されるごみです。釧路市では、事業系の一般廃棄物を処理しています。

○資源有効利用促進法

製造業者に対し、製品の省資源化・長寿命化等による廃棄物のリデュースや回収した製品からの部品等のリユースの実施を求める法律です。

具体的に、10業種・69品目について製造や流通段階での対策、消費者段階での分別回収、リサイクル・部品等の再利用等を規程しており、このうちパソコンや小型2次電池(ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウム2次電池、小型シール鉛電池)は、この法律に基づき自主回収が行われています。

○自然の番人宣言

釧路圏域に住む人が自ら「自然の番人」として不法投棄やポイ捨てに目を光らせ、釧路湿原国立公園、阿寒国立公園、厚岸道立自然公園をはじめとする貴重な自然環境を守り、次世代に引き継いでいこうとするもので、平成18年4月に管内市町村が共同で制定しました。

○自動車リサイクル法

自動車製造業者に対し、自ら製造・輸入した自動車在使用済となった場合に、シュレッダーダスト（使用済自動車から、解体及び破碎により、フロン類、エアバック類及び有価物を取り出した残りの廃棄物）、エアバック類、フロン類を引き取って再資源化等を行うことと義務付けている法律です。

これら3品目の再資源化等に必要な費用は、リサイクル料金として自動車の所有者が負担します。

○集団資源回収

町内会や市民団体が有価物を各団体単位で回収して、回収業者へ売却することです。また、当市においても、古紙の回収に奨励金制度を設けており、リサイクルの促進を図っています。

○循環型社会

主に経済活動の途中における資源やエネルギーの損失がないことを理想状態として、消費、ごみの発生という流れでの一連の経済活動が終わる状態から、資源の再利用となるような、社会システムを構築することを目指す社会です。

○循環型社会形成推進基本法

循環型社会の形成に向けて、国、地方公共団体、事業者、国民等の責務を明らかにするとともに、循環資源の循環的な利用と処分に当たって優先順位（①発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処分）を定めるほか、政府による基本計画の策定等について定めた法律です。

○食品リサイクル法

食品製造業や外食産業等の食品関連事業者に、加工残渣や売れ残り、調理くずや食べ残し等の食品循環資源の再生利用等の措置を講ずることを求めた法律です。

○水質基準

最終処分場の処理排水を、公共用水域に排出する際の環境基準です。

○性状

物（もの）の性質と状態をあらわします。

た行

○堆肥化容器（コンポスト化容器）

野菜くずや残飯などの生ごみを、堆肥に変えて活用する容器。生ごみの減量と、有機肥料の製造が図られます。

○ダイオキシン類

有機塩素化合物の一種であるポリ塩化ジベンゾ・パラ・ジオキシンを略して「ダイオキシン」と呼びます。

有機塩素化合物が焼却する際に、発生するダイオキシンと似た毒性を有する物質をまとめて表現したものです。

○地球温暖化

二酸化炭素などの温室効果ガスの蓄積という人為的な要因が主因となって気候が急速に温暖化することです。

○中間処理

収集した可燃ごみを焼却、不燃ごみを破碎、選別などを行うことで、できるだけ小さく軽くし、減量化、安定化、無害化をして、最終処分場に埋立後も環境に悪影響を与えないように処理することです。

○適正処理困難物

市が処理する一般廃棄物うちから、製品、容器等で、市の一般廃棄物の処理に関する整備及び技術に照らし、その適正な処理が困難となっているものを、適正処理困難物と指定しています。

○展開検査

事業者から排出される、可燃ごみ・不燃ごみの中身が、適性に分別されているかを調べています。

○天然資源

天然に存在する資源で、石油資源・土地資源・森林資源・水資源・観光資源などがあります。

○特別管理一般廃棄物

一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性、その他、人の健康、または生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして法律で定めています。

は行

○廃棄物減量等推進審議会

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の7に基づき、市町村に負託され、一般廃棄物の減量等に関して審議する組織です。

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律

廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とした法律です。

○廃自動車認定等委員会（釧路市自動車放置防止条例）

委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議します。

- (1) 廃自動車認定基準に関すること。
- (2) 廃自動車の認定に関すること。
- (3) 廃自動車の撤去及び処分に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、廃自動車に関する基本的事項

○排出禁止物

釧路市廃棄物の減量及び処理等に関する条例施行規則の第8条で次の物を定めています。

- (1) 有害性のある物（乾電池・蛍光管及び水銀体温計を除く）
- (2) 感染性のある物 (3) 危険性のある物
- (4) 引火性のある物 (5) 著しく悪臭を発する物
- (6) 特定管理一般廃棄物
- (7) 特定家庭用機器再商品化法第2条第4項に規定する特定家庭機器
- (8) パーソナルコンピュータ（その表示装置であってブラウン管式又は液晶式のものを含む）
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市が行う廃棄物の処理を著しく困難にし、又は市の処理施設の機能に支障が生じる物

○排出抑制

ごみを排出する前に、減量化や資源化を図ることで。

○発生抑制

廃棄物を減らすことなどです。

○美観推進重点区域

釧路市みんなできれいな街にする条例の規定に基づき美観推進重点区域を指定しています。

○BDF


バイオ・ディーゼル・フューエルの略で、生物由来油から作られるディーゼルエンジン用燃料の総称です。

○不法投棄

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に定めた処分場以外に廃棄物を投棄することです。

法では違反に対して、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はその併科に処せられます。

○プラスチック製容器包装（その他のプラスチック製容器包装）

商品の包装で、プラスチック製のものです。多くは  マークが表示されているものです。

○分別収集推進協力員

分別の徹底やごみの減量化、再資源化並びに環境美化を推進し、ごみ問題に対する意識の高揚を目的に平成6年10月に創設されました。行政と地域の連携もと、ボランティアとして減量に取り組む制度です。

や行

○有機性廃棄物

主に、動植物に由来する廃棄物で、一般廃棄物では、紙、厨芥（炊事場から出る食べ物かす）、廃食油、木、し尿、生活排水及びその過程で生じる汚泥等のことです。

○容器包装リサイクル法

消費者が分別排出したものを市町村が分別収集し、容器包装の製造・利用事業者が再商品化義務を負い、費用を負担して行うことを定めた法律です。

対象となる容器包装は、アルミ缶・スチール缶・ガラスびん・ペットボトル・プラスチック容器包装・段ボール・紙製容器包装・紙パックの8品目で、このうちアルミ缶・スチール缶・段ボール・紙パックについては、法制定時にそれぞれ独自のリサイクルルートを確立し、市町村が集めた時点で価値が生じていたため、容器包装の製造・利用業者は再商品化の義務を負っていないこととなります。

○要介護認定

一般に介護保険法による、介護を要する状態を意味するものです。

○4 R

循環型社会を構築していくためのキーワードの「3 R」に、**Refuse**（断る）を加えて4 Rとしたキーワードです。

ら行

- ライフスタイル
個人や集団の、生活様式です。

- リサイクル
資源の節約や環境汚染の防止のために、不用品や廃棄物を再生して利用することです。

- リデュース
廃棄物を減らすことなどです。

- リフューズ
拒絶すること。環境保護の分野では、ごみになるものを断る場合（レジ袋を断るなど）についていいます。

- リユース
使用を終えた製品を、基本的に形を変えずに他の使い方で用いることです。

釧路市ごみ処理基本計画

平成21年4月発行

発行 釧路市環境部環境事業課

〒085-0001 釧路市古川町28番地

TEL 0154(31)4588

URL <http://www.city.kushiro.hokkaido.jp>